農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

周防大島町

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

１．周防大島町全域

(1) 現況

本地域は、島中央部に連なる山々により内浦と外浦に二分されるとともに、傾斜地を主とする複雑な地形が形成されているが、大島地区では水稲経営及び柑橘栽培、その他の地区では柑橘栽培が中心に行われている。しかし、過疎化、高齢化の進行に伴う耕作者の減少、農用地、水路、農道等の地域の保全管理に対する担い手農家の負担の増加が懸念されているため、地域の共同活動に対する支援が必要である。

また、大島地区、久賀地区、東和地区においては特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正するための取組みを行うことが必要である。

さらに、食料に対する新鮮・安心・安全などの消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

 (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項各号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業農生産方式を普及することにより、地域の共同活動、中山間地域等の継続的な生産活動や、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
| ①  | 周防大島町農業振興地域 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業（以下「１号事業」という。）及び同項第３号に掲げる事業（以下「３号事業」という。） |
| ② | 周防大島町農業振興地域農用地区域かつ地域計画区域 | 法第３条第３項第２号に掲げる事業（以下「２号事業」という。） |

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

　１．１号事業において設置する推進組織に参画し、１号事業の促進を行うこととする。

　２．１号事業において設置された推進組織を活用し、２号事業及び３号事業の促進を行うこととする。

３．２号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

**１　対象農用地の基準**

（１）対象地域及び対象農用地の指定

　交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地であって、１ｈａ以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ｈａ未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ｈａ以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

　更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

　　ア　対象地域

　　　　　　特定農山村法（大島地域、久賀地域、東和地域）

　　　　　　過疎法（周防大島町全域）

　　　　　　半島振興法（周防大島町全域）

　　　　　　離島振興法（笠佐島地域、前島地域、浮島地域、情島地域）

　　イ　対象農用地

　　　　(ｱ) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

　　　　　　勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

　　　　(ｲ) 自然条件により小区画・不整形な田

　　　　(ｳ) 町長の判断によるもの

ａ　緩傾斜農用地

　　　　　　田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満

　　　　　　勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

　　　　　ｂ　高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40％以上、耕作

放棄率：田8％以上、畑（草地含む。）15％以上の農地

**２　集落協定の共通事項**

　　　注１　協定構成員の事務負担軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

　　　注２　集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね１/２以上が集落の共同活動に使用されることが望ましい。

**３　対象者**

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

（１）認定農業者に準ずる者とは、地域水田農業ビジョン（水稲作付面積

が0.5ha以上）、やまぐちの多彩な園芸産地育成計画に位置付けられた

者、その他地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

**４　その他必要な事項**

（１) 田から畑への地目変換等を行う場合は、次の事項を協定書に記載する

とともに、農業委員会に「農地改良届」を提出する。

1. 耕作者（所有者）名
2. 変更前後の地目及び面積（例：田○○ｍ２→畑○○ｍ２）
3. その他変更時期等参考となる事項

（２)その他

　　　　土地改良事業、災害復旧事業等、その他関連施策を活用する場合は、次の事項を協定書に記載する。

1. 事業実施の目的
2. 事業の実施主体
3. 実施する事業種目、事業内容及び事業規模